

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	公営住宅に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士吉田市は、公営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

富士吉田市長

公表日

令和1年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務	
②事務の概要	本市では、公営住宅法の規定に基づき、健康で文化的な生活を営むための住宅を整備することにより、住宅に需要する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①住宅入居時の入居資格の確認 ②住宅入居時の家賃・敷金の決定 ③入居後における収入状況の確認等 ④住宅の家賃減免の決定 ⑤同居承認時の同居資格の確認 ⑥入居承継時の承継資格の確認 ⑦特定公共賃貸住宅の入居資格の確認 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・条例第4条第3項に基づき、庁内連携として地方税関係情報等の内部利用を行う。	
③システムの名称	公営住宅システム、口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
公営住宅ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一項番 19項、61項の2 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第18条、46条の3 ○富士吉田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第3項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】31項、85項の2 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】22条43条の4	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	都市基盤部建築住宅課	
②所属長の役職名	建築住宅課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務部総務課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	総務部総務課	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I . 1. ①事務の名称	公営住宅に関する事務	公営住宅の管理に関する事務	事後	
令和1年6月25日	I . 1. ②事務の概要	・公営住宅法の規定に基づき、健康で文化的な生活を営むための住宅を整備するとともに、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①住宅入居時の入居資格の確認 ②住宅入居時の家賃・敷金の決定 ③入居後における収入状況の確認等 ④住宅の家賃減免の決定 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 番号法第9条第1項 別表第一 19項 平成26年内閣府・総務省令第5号第18条	・公営住宅法の規定に基づき、健康で文化的な生活を営むための住宅を整備するとともに、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①住宅入居時の入居資格の確認 ②住宅入居時の家賃・敷金の決定 ③入居後における収入状況の確認等 ④住宅の家賃減免の決定 ⑤同居承認時の同居資格の確認 ⑥入居承継時の承継資格の確認 ⑦特定公共賃貸住宅の入居資格の確認 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・条例第4条第3項に基づき、庁内連携として地方税関係情報等の内部利用を行う。	事後	
令和1年6月25日	I . 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 19項 平成26年内閣府・総務省令第5号第18条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一項番 19項、61項の2 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第18条、46条の3 ○富士吉田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第3項	事後	
令和1年6月25日	I . 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】31項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】22条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】31項、85項の2 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】22条43条の4	事後	
令和1年6月25日	I . 5. ②所属長の役職名	建築住宅課長 小池 悟	建築住宅課長	事後	